

第9章 鴨東の開発

——平安京と京近郊——

宇野隆夫

平安京は延暦12(793)年に、その造営を開始し、以後1000余年を経て、現在の京都市街となる。その古代から近・現代に至る遺跡は、最近の調査件数の増加によって、次第に明らかにされているが、平安京の東を南流する鴨川以東の地(鴨東)にも同時代の遺跡が存在する。京内の遺跡と京近郊の遺跡とがどのような関わりをもって形成されたかを知ることには、日本の「都市」を考察するうえで、重要な視点を与える。本章では、文献資料と考古資料から、現在までの知見をまとめ、鴨東を中心にこの問題を考えることにする。

1 文献に現われた山城国愛宕郡

平安時代の官撰国史(『日本後紀』、『続日本後紀』、『日本文徳天皇実録』、『日本三代実録』、以下『後紀』、『続後紀』、『文実』、『三実』と略す)を中心にして、山城国愛宕郡と関係する資料をみると、葬送、寺院と神社と邸宅、その他の記事がある。これらは相互に関連するものであるが、以下、順にみることにする。

葬送 天皇家と貴族の葬送記事としては次のようなものがある。

『文実』斉衡3(856)年6月25日条には、源潔姫の葬地を賀楽岡(神楽岡、現在の吉田山)白川地に擇ぶ、とみえる。源潔姫は、嵯峨天皇の女で藤原良房夫人、清和天皇の外祖母にあたる。そして『三実』天安2(858)年12月9日条に、毎年荷前の幣を献ずる十陵四墓を定めるが、この中に源朝臣潔姫愛宕墓の名がある。同墓には貞観元(859)年5月15日に守冢一戸を充て、貞観5(863)年3月15日には兆域地四町を四履の限と定める。

『三実』貞観14(872)年9月4日条には、藤原良房を愛宕郡白川辺に葬る、とある。この藤原朝臣良房愛宕墓は同年12月13日に十陵四墓に加えられ、十陵五墓となる。

『三実』元慶4(880)年12月7日条には、清和天皇を愛宕郡上粟田山に葬り(火葬し)、遺骸を水尾山に置く、とあり現在、京都市左京区黒谷町に火葬塚が、同右京区嵯峨水尾に山陵が比定されている。ただし杉山信三は、上粟田は京都市左京区北白川をさすとしている〔杉山55〕。また吉田山付近にはこのほか多くの陵墓が比定されている。文献にみえる賀楽岡白川地、白川辺の正確な位置は不明であり、現在の陵墓の比定もすべて正しいとは考えられないが、吉田山付近に、天皇家およびそれと密接な関係をもつ人々の葬地が存在したことは認めてよいであろう。

なお、『三実』貞観8(866)年9月22日条に、愛宕郡神楽岡辺側の地に葬斂することを禁じているが、その理由は賀茂御祖神社の隣近の地であることによる。これは『後紀』大同元(806)年3月23日条に、洛北に山火事があり、山陵地に定めた山城国葛野郡宇多野が賀茂神に近いためであるとされた記事と同様のものである。福山敏男は、延久5(1073)年5月以後、賀茂神の訴えが功を奏し、皇室関係の葬場として神楽岡東を選ぶことを避けたと推定している〔福山69〕。

鳥辺山(京都市東山区今熊野付近)については、光孝天皇の即位後、『三実』元慶8(884)年12月16日条に、藤原澤子中尾山陵の四至の界を定める、とみえる。また同12月20日条に新たに十陵五墓を定めるが、藤原良房と源潔姫の墓が除かれ、藤原澤子鳥戸山陵、藤原総継墓、藤原数子墓が加えられる。藤原澤子は仁明天皇の后で光孝天皇の母、藤原総継は光孝天皇の外祖父、藤原数子は同外祖母である。次いで同12月25日条には、愛宕郡鳥戸郷地四町を藤原総継の墓地とし、同郡八坂郷地十町を藤原数子の墓地とする。『三実』仁和元(885)年10月8日条には藤原澤子の山陵に守家五戸を置き、藤原総継と藤原数子の墓にも各一戸をおく、とみえる。

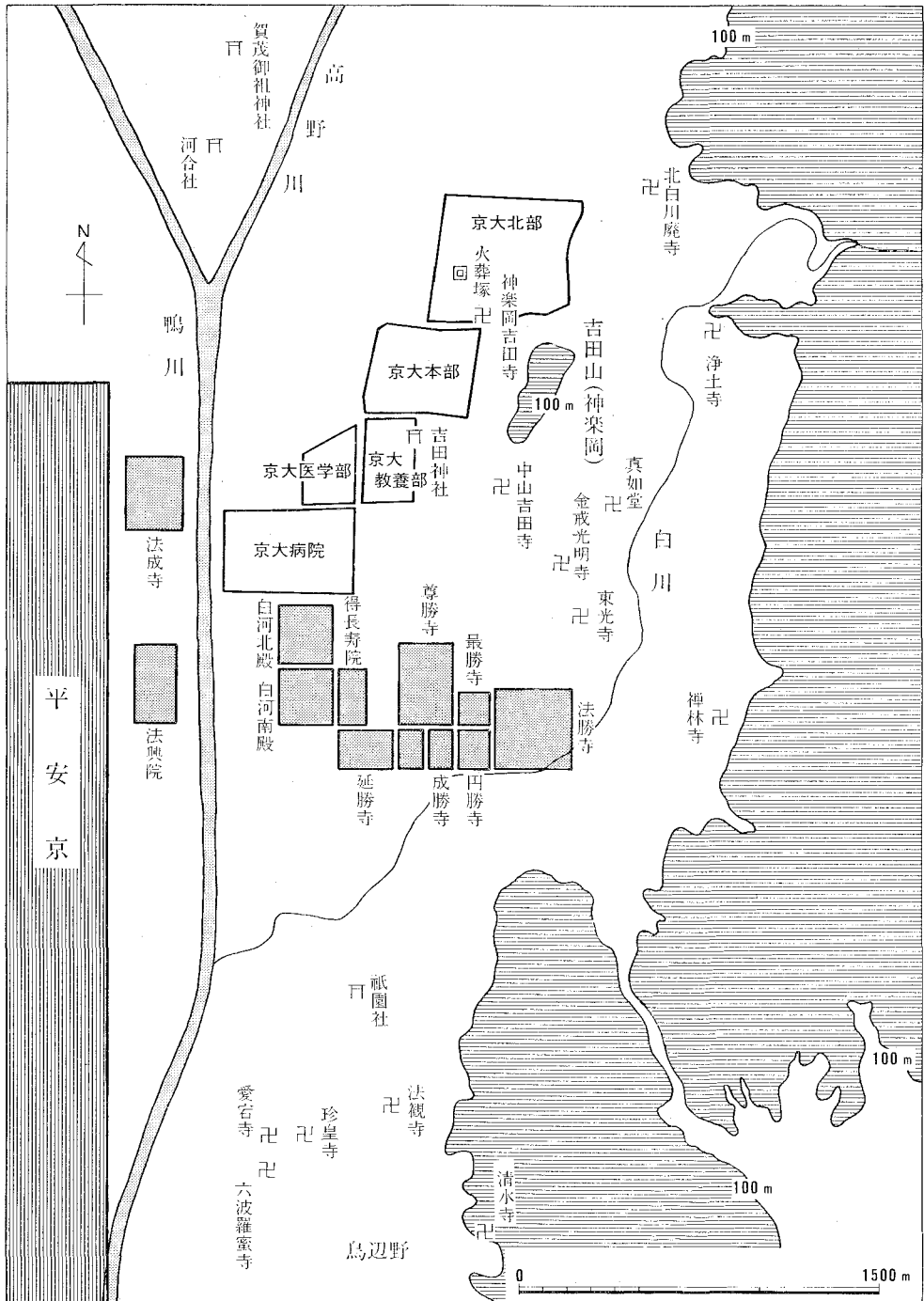
『三実』仁和3(887)年5月16日条には、愛宕郡鳥部郷榛原村地五町を施薬院に与える、とあるが、施薬院使は、院所領の山がかつて榛原村にあり藤原氏の葬地であったが、元慶8(884)年12月16日の詔によって中尾山陵に含められたため、氏人の葬送が便を失っていることを奏し、従来通りの葬送が許される。

このほか『日本紀略』には早く、天長3(826)年5月10日条に恒世親王を愛宕郡鳥部寺以南に葬るとみえる。

鳥辺山付近に比定される天皇陵としては、後白河天皇法住寺陵(京都市東山区三十三間堂廻り)、後堀河天皇観音寺陵(京都市東山区今熊野)などがあるが、平安時代のこの地はおもに藤原氏の葬地であった。

天皇家と貴族以外の人々の埋葬についても、支配者の目を通してのものであるが、若干の資料がある。

『後紀』延暦16(797)年1月25日条には、愛宕郡と葛野郡の郡人は死者がある毎に、家側に葬ることが常となっていたが、この地は京に近く穢れを避けるべきであるので厳しく禁止し、違反するものは「外国」に移貫する、との勅がみえる。次いで『三実』貞観13(871)年閏8月28日条で、百姓の葬送放牧の地を、葛野郡五条荒木西里六条久受原里、紀伊郡十条下石原西外里十一条下佐比里十二条上佐比里に定めるが、これは先の禁止の勅に対応する



第60図 平安時代の鴨東(『京都の歴史』第10巻別添地図をもとに作成、河川の流路と京大構内は現代。)

ものである。愛宕郡については記述がないが、別に定めているのか、天皇家と貴族の葬地があるため百姓の葬地を設けなかったかは不明である。同条に「愚昧の輩、その意を知らず、競いて占宮を好む」と記すように、このような規制がどの程度徹底したかは疑問もあるが、少なくとも為政者は京外に身分・階層によって明確に分けた墓域を設定しようとしていることが判る。

寺院と神社と邸宅 『日本紀略』貞元2(977)年4月21日条には「吉田寺」、『権記』長保3(1001)年6月20日条には「吉田社北三丁内有葬送之處」、『小右記』永祚元(989)年9月26日条には「吉田卒堵婆供養所」の名がみえる。杉山信三は、この吉田寺(神楽岡吉田寺)が京都市左京区北白川追分町付近にあり、吉田社北葬送所(卒堵婆供養所)に付属する寺院であることを推定している〔杉山54〕。この葬地(葬送所)と寺院との関係は、鳥辺山と愛宕寺(鳥部寺)、平安京の北では蓮台野と蓮台寺、および衣笠と香隆寺との間にもみることができる。奈良前期に建立される広隆寺、法観寺、北白川廢寺が在地豪族の氏寺的性格をもつと推定できるの⁽³⁾に対して、平安時代に始まる上記の寺院は葬地と密接な関係をもつという大きな差異がある。福山敏男は9世紀に陵墓と密接に結びついた寺院が出現し、10世紀にはその関係が一層緊密になることを明らかにしている〔福山69〕。

『三実』元慶3(879)年5月1日条には、鴨川の東に粟田院(藤原基経の山荘)があり、太上天皇(清和)が清和院から遷じた、とみえる。そして『三実』元慶4(880)年11月25日条には円覚寺が右大臣粟田山荘である、と記す。これは貴族の私邸が天皇家の崇仏と結びついて寺院となる例である。円覚寺の位置については、京都市左京区北白川にあるとする説と同岡崎にあるとする説とがあるが、杉山信三は北白川に比定している〔杉山55〕。

『三実』貞観14(872)年2月7日条には、藤原氏宗が没し、在原行平等を東山白河第に遣わす、と記す。また『本朝文粹』巻9藤原実綱の詩序(康平3(1060)年作)には白河院が藤原基経の別業であるともえ、『袋草子』巻1能宣集(大中臣能宣、正暦2(991)年没)には、白河殿がもと公忠親王のものであり、藤原忠平に譲ったとある。また鎌倉末期の文献である『帝王編年記』承暦元(1077)年条に法勝寺の地が藤原氏の別業であったと記す。福山敏男は白河第と白河院(殿)との関係は不明であり、白河院については良房や基経の所有であったかどうかは問題であるが、公忠以後1世紀以上にわたって藤原摂関家の所領であったことを示している〔福山75〕。

『三実』貞観5(863)年9月6日条には愛宕郡道場一院が定額に預かり、禅林寺の名を賜う、との記事があり、現在も京都市左京区南禅寺の北に永観堂として存続している。また

『統後紀』承和4(837)年2月27日条には、愛宕郡八坂郷の八坂寺に接する地に、菅野真道が桓武天皇のために建立した道場(八坂東院)があり、その四至を一院として僧一口を置き護持することを許す、と記す。これは道場が昇格した例である。

道場に神を祀る例は『統後紀』天長10(833)年12月1日条にみえる。同条には愛宕郡賀茂社以東一許里に岡本堂と呼ぶ道場があり、これは神戸百姓が賀茂大神のために建立したことを記す。この道場は検非違使によって毀却されていたが、この日に神分であることを認められて再建を許される。

現在、吉田山西麓に社殿がある吉田社は、藤原山蔭(仁和4(888)年没)が春日社の四神を祀って創始したという伝承があり、山蔭の子孫が一条天皇の母后になったことから、永延元(987)年に吉田祭が朝廷の祭に昇格したという〔福山77〕。現在の社殿は応仁2(1468)年の兵火で焼失した後、延徳元(1489)～明応元(1492)年に再興したものであり、福山敏男は永徳4(1384)年2月24日將軍義満寄進状に記した社領の四至そのほかから、旧社地を京都市左京区吉田京都大学教養部南半部に比定している〔福山77〕。

賀茂社については、賀茂祭、賀茂齋王、雨乞い・雨停止祈願などの記事がしばしば文献に現われる。『三実』貞観4(862)年4月22日条をはじめとして、賀茂祭の前後の日は、諸衛が警固し、禰宜はしばしば官位を与えられる。賀茂社が大きな権威を有していたことは、天皇の葬送にまで干渉していることからもうかがわれる。

その他 以上のほかの記事としては天皇の遊獵、人の貫付、土地の分与、山城国の任官に関するものがあるが、ここでは天皇の遊獵と、人の貫付についてみる。

『後紀』延暦15(796)年11月29日条をはじめとして、天皇が遊獵する記事がしばしばあるが、その遊獵地として愛宕郡栗栖野の地名がみえる。それに対して『統後紀』承和11(844)年11月4日条によると、賀茂社の禰宜が、王臣家人や百姓等が北山で鹿麩を取って川で洗うため川が穢れると訴えた結果、水源地での遊獵を禁止する勅が出される。また『三実』元慶6(882)年12月21日条には、愛宕郡栗栖野は天長年中に遊獵を禁じたが、重ねて禁ずるとみえる。同条では他の多くの場所でも遊獵を禁じている。『統後紀』天長10(833)年9月25日条には依然として仁明天皇が栗栖野で遊獵する記事がみえるが、その頻度は低下する。京内外の清浄化という名分の前には天皇も自制せざるをえなかったようである。

『統後紀』嘉祥2(849)年1月3日条には、愛宕郡人の客公成人の本居を改め、右京六条三坊に貫付するとある。この頃、畿内と畿外の諸国から平安京の京城に人を貫付する記事がしばしばみえるが、同条も同様のものである。それに対して『三実』貞観6(864)年8月8

日条には、近江国犬上郡人の春良宿祢諸世を山城国愛宕郡に貫付するとある。同条には播磨国飾磨郡人を摂津国嶋上郡に貫付するとの記事もあり、この条をもって愛宕郡が京域に近い扱いを受けるようになったとまでは言えないが、以後、愛宕郡には恒常的に人を貫付することが注目される。その出身地は、甲斐、美濃、近江、丹後、備前、讃岐の諸国が記されている。

以上9・10世紀を中心とする文献資料の中で、鴨東と直接関係するものをみると、吉田山付近と鳥辺山付近に葬地(葬送地)と寺院とがあり、資料もこれに関するものが多い。その間の地域では、八坂郷に八坂寺と八坂東院、岡崎には白河院があると記す。また各所に小規模な道場が建ち、神仏を祀ったらしい。そして愛宕郡は京外ではあるが、京と密接な関係があり、京近郊の性格をもっていたことが判る。

2 鴨東の遺跡

現在までに鴨東で調査された遺跡のうち、平安時代以後の遺構と遺物がまとも出土しているのは、北白川廃寺、京都大学構内遺跡、六勝寺関係の遺跡であり、そのほかに若干の報告例がある。以下年代順にその概要をみることにする(第60図)。

平安前・中期 北白川廃寺〔梅原39、浪貝・梶川編76〕、京都大学構内遺跡から遺構と遺物が出土している。

北白川廃寺は東方堂宇址と西方塔址が調査されているが、2寺併存説もある。奈良前期から平安中期までの瓦が出土するが、平安前・中期のものとしては栗栖野瓦窯系と小野瓦窯系の瓦が出土している。

京都大学北部構内でも、平安前・中期の遺物が出土する。これには栗栖野瓦窯と小野瓦窯系の瓦以外に、奈良型式の重圈文軒瓦、西賀茂瓦窯と河上瓦窯の軒瓦、緑釉瓦片などがあり、供給源が多様である点は北白川廃寺と異質であることが指摘されている〔上原78〕。瓦のほかに、土師器、須恵器、緑釉陶器、灰釉陶器、銭貨などが多数出土していて、溝や土坑を発見している。現在までのところ遺物はBE32・33区の北部からBG32・33区の南部に至る地域と、BD33区付近とでまとも出土している(以下地区名は図版1を参照)。

病院構内ではAF14区で護岸跡を検出したが、ここからは平安中期の遺物が出土している。この護岸跡は高野川系の礫で埋積し、発見地点では東南流するが、大きくは西南流する高野川、もしくはその支流の護岸跡と考える。ただしこの時期の他の遺構は発見していない〔京大埋文研78a〕。

岡崎では法勝寺跡から平安中期の蓮華文軒丸瓦小片1点が出土しているが〔木村・畑・

上原75)、当時の岡崎の状況を示すような遺構と遺物は発見されていない。

平安後期 京都大学北部構内では、BG36 区の瓦溜〔京大埋文研78 b〕、BE29 区の火葬塚(本年報第 3 章)、そのほかの遺構を発見している。遺物は北部構内のほぼ全域から11・12世紀の土器や瓦が出土する。

病院構内では、平安中期の護岸が洪水で埋没するが、その後、川筋を北西へ移したらしく、護岸が砂礫で埋積した後に平安後期以後の遺跡が立地する。11世紀後葉以後の遺物が出土するが、12世紀に遺物の出土量が急激に増加する〔京大調査会77, 京大埋文研78 a〕。

また北部構内と病院構内の間に位置する教養部構内と医学部構内には12世紀中葉以後を主体とする遺跡が形成される(本年報第 6 章 1, 第 2 章)。

なお遺構の方位については、北部構内を中心とする地域では方位を真北から東へ振り、病院構内を中心とする地域ではほぼ真北をさす⁽⁴⁾。

岡崎には、この頃、院の御所と六勝寺が造営されるが、これについては多くの調査報告と研究がなされている。ここでは細かく触れる余裕がないため、概要をみるのにとどめる。

六勝寺は、法勝寺(承暦元(1077)年12月18日供養)⁽⁵⁾、尊勝寺(康和 4 (1102)年 7 月 21 日供養)、最勝寺(元永元(1118)年12月17日供養)、円勝寺(大治 3 (1128)年 3 月 13 日供養)、成勝寺(保延 5 (1139)年10月26日供養)、延勝寺(久安 5 (1149)年 3 月 20 日供養)の順に造営する。位置については、二条大路を鴨東に延長した道路の正面に法勝寺の西大門が面し、以後この延長された二条大路にそって造営されたという〔福山43〕。また院の御所について、白河南殿は二条大路末北、大炊御門大路末南、鴨川東、仏所小路西に、白河北殿は大炊御門大路末北、中御門大路末南、鴨川東、仏所小路西に比定されている〔杉山62〕。

現在、復原されている白河条坊〔杉山62〕については、発掘調査で検証した報告を知らない⁽⁶⁾。ただし、法勝寺金堂〔杉山・梶川75, 梶川77〕、尊勝寺建物・溝〔杉山・岡田61〕、尊勝寺P地区建物〔工楽・藤村73〕、尊勝寺跡推定地築地〔梶川・渡辺77〕等の遺構は、ほぼ真北をさし、真北方位の地割りが存在したことを推定させる。

鎌倉・室町時代 京都大学北部構内では、鎌倉時代にも瓦葺の建物があり、BE29 区の火葬塚も原形を留めている。しかし遺構は著しく減少して、室町前期には火葬塚も姿を消す。そして室町中期頃にはしばしば瓦礫溜をつくり、この頃から水田になる地域が増える。なお BG34 区では室町後期の石仏が出土し、葬地の伝統をうかがわせる。

病院構内 AE15 区では鎌倉時代にも依然として相当量の遺構と遺物を出土し、室町前・中期にはそれが増加する傾向にある。室町後期以後は遺構と遺物が激減し、畑地化する。

医学部構内 AO18 区は病院構内と同様に、室町前・中期に遺構と遺物が増加し、室町後期には遺物が減少して水田となる。なお室町前期以後の遺構には、墓と考える土坑と建物とがある(本年報第 2 章)。

岡崎では尊勝寺跡推定地で鎌倉時代から室町時代に至る遺物が出土しているが〔梶川・渡辺77〕、遺跡の実態は明らかでない。文献資料によると、法勝寺はしばしば焼失と再建を繰り返すが、享禄 4 (1531) 年以後は再建されなかった〔福山75〕。他の六勝寺も室町後期には廃絶しているらしい。

3 まとめ

以上で鴨東と関係する文献と考古資料を概観したが、鴨東の開発と平安京との関係を知るためには、まず平安京を造営するにあたって、どのような都とその近郊が意図されていたかを知る必要がある。

平安京の中では、埋葬や私的な堂舎の建築を禁止するのをはじめとして、各種の規制を行なったことが知られている。律令国家の王城には、定められた区域に定められた格式の建物が建つことを要求しているのであるが、このような施策は京内だけにとどまらない。先にみたように京近郊では、身分・階層に応じた葬地を設定し、天皇家や貴族の葬地には寺院を設置する。そして一般の埋葬を規制し、私的な堂舎は検非違使が毀却することもある。京内では現世の格式を重んじているとするなら、京近郊では死後の格式を重視しているといえよう。西川幸治は、「都城」がそれじたい律令体制を象徴するものであり、その実現に多大な努力がかたむけられたことを示している〔西川72〕。鴨東に関しては、吉田山付近と烏辺山付近が葬地であり、それぞれ吉田寺と愛宕寺(烏部寺)が付属する。その間の地岡崎は藤原氏の別業であった。

勿論このような施策が完全に実施されたわけではなく、違反例が次第に増加する。そして平安京は完成する以前に、中世都市へむけての変質が始まったとみるのが妥当であろう。しかし少なくとも平安前・中期には、京内と京外、京外の葬地・寺地とそれ以外の地について、為政者に明確な認識の差があったといえる。この時期の京都大学北部構内の遺跡は、この葬地・寺地にあたる。

平安後期になると、この様相は変化し、岡崎に平安京と同様の遺跡ができる。京近郊の再開発にあたっては、葬地と葬地の間の地が選ばれたことが判る。この地は平安前・中期の遺跡が不明である。また愛宕郡の北部では条里の地割が方位を東に振るが南部では不明である(葛野郡は北部では方位を西へ振り、南部では真北をさす)〔米倉56〕。したがって、

平安後期の鴨東開発が、従来の地割を改変してなされたか、それにそって行なわれたかは、条里施行の有無を含めて不明である。しかし、いずれにせよ、平安京は本来、長方形で左右対象の形に意図され、色々の規制を行なっていたのであり、その平安京の形を変え⁽⁷⁾という行為を公的に行なうことは重視する必要がある。

「平安京の形を変える」という点では、藤原道長の法成寺造営(寛仁4(1020)年建立)に、すでにその端緒をみることができ。法成寺は、東京極大路の東、土御門大路南、近衛大路北の、平安京と鴨川との間の位置に造営し、南大門から二条大路末に通じる道路を東朱雀大路と称する。そしてその南には以前から藤原兼家の私邸(二条京極第)があり、正暦3(992)年に法興院となるが、これは二条大路末に面する。また平安京の形が変わる根本的な理由は、右京がすたれ左京が盛んになっていくことや、京を維持する支配機構の変質に求めることができよう。しかし、その規模と計画性と公的に行なったという点とからみて、法勝寺造営にはじまる六勝寺と院の御所の造営が平安京変質の大きな画期であることに変わりはない。

この頃、京都大学北部構内には火葬塚をつくり、病院構内には方位がほぼ真北をさす遺構からなる遺跡ができるが、これは従来の葬地・寺地と南に新しく開発した地域との関係を示すものである。この時、高野川の流路を北西に移しているが、この大工事は単なる洪水の防止だけでなく、南の岡崎を中心とする地域の開発に必要なものであろう。

鎌倉時代になると京都大学北部構内では遺構と遺物が減少する。それに対して病院構内では平安後期には及ばないが、依然として相当量の遺構と遺物を出土し、両地域の盛衰は対照的である。

室町時代になると、吉田山付近は天皇家の葬地としてはすたれ、もはや石仏に葬地の伝統を残すだけである。京都大学北部構内でもBE29区の火葬塚は室町前期頃に姿を消し、室町中期以後は水田になる地域が増加する。それに対して病院構内では室町前・中期には逆に遺構と遺物が増加する。また医学部構内AO18区では室町前期以後、建物に近接して墓と考えうる土坑を掘るようになる。平安時代には厳しく禁じられた「死者を家側に葬ること」がもはや通常のこととなっていることが判る。この岡崎を中心とする地域は、しばしば兵火を受けながらも、寺地・邸宅地として存続するが、室町後期から江戸前期にかけて田畑化していく。そして、この段階では、もはや北部構内と病院構内は、遺跡の性格も大差のないものとなる。永禄12(1569)年には織田信長が二条御所(二条城)をつくり、天正18(1590)年には豊臣秀吉が京都市街の改造に着手して、近世の町並みが形成されていくが、

鴨川を渡ると、北白川・吉田・岡崎一帯に田畑がひろがる景観も、この頃形づくられつつあったのである。

以上のように、平安時代の鴨東の開発は、古代の土地利用の枠組みの中で出発するが、次第にそれを変質させ、新しい枠組みを形成していったと考えうる。そしてそれは平安京の変質と密接な関係を持っていたのである。

なお文献の解釈について、京都大学大学院国史学専攻西山良平氏に御教示をいただいた。

〔注〕

- (1) 本章では、9世紀を中心とする文献資料をおもに検討しているが、これは平安京造営当時の京近郊に対する施策を知ることが以後の展開を知るうえで重要と考えるからである。ここでとりあげるもののほかに検討すべき文献資料は膨大にあるが、本章をその作業の第一歩としたい。なお京都大学構内遺跡と関係する文献資料と研究とをまとめたものとして川上貢の論考がある〔川上77〕。また平安時代の平安京と山城国の文献史料を年表にまとめたものとして井上満郎・西山恵子の集成がある〔井上76, 井上・西山77〕。
- (2) 火葬場を塚としたもの。発掘例を本年報第3章「京大理学部遺跡 BE29 区の発掘調査」で報告している。
- (3) 北白川廃寺については粟田氏の氏寺とする説〔角田70〕と、粟田寺と円覚寺の複合遺跡とする考え〔たなか76〕がある。
- (4) 岡田保良「京都大学構内遺跡と京・白河」(本年報第8章)に詳しい。
- (5) 創立供養, 以下供養と記す。
- (6) 岡田保良「京都大学構内遺跡と京・白河」(本年報第8章)参照。
- (7) 平城京では左京の東に外京があり, 造営当初から計画されていたとする説もあるが, 平安京に関しては, 平安中期以前の鴨東にその存在を想定できない。また平安後期の岡崎は政治の中心地であり, 外京とは性格を異にする。